

議案第 1 1 2 号

石岡市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化するとともに、開発許可基準の要件を緩和するため。

石岡市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例
の一部を改正する条例

石岡市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成22年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号を次のように改める。

(7) 原則として、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。

第6条第1項第4号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の石岡市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第4条第1項第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。